

令和3年度（2021年度）第4回北海道大規模小売店舗立地審議会第1部会議事録

1 日時 令和3年（2021年）10月28日（木） 午前10時00分～午前10時30分

2 場所 北海道庁別館5階大会議室

3 出席者

(1) 委員及び特別委員

部会長 大平 義 隆（北海学園大学経営学部教授）
副部会長 田村 愛 美（税理士スクエア会計事務所税理士）
特別委員 高橋 翔（北海道大学大学院工学研究院准教授）
特別委員 齋藤 健一郎（小樽商科大学准教授）
特別委員 津 軽 祐 一（岩見沢市経済部中心市街地活性化推進室中心市街地活性化推進係）
特別委員 辻 村 憲 一（小樽建設事業協会事務局長）

(2) 事務局

石狩振興局産業振興部商工労働観光課長	岩 湊 晃 二
石狩振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係長	中 川 雅 晴
石狩振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係主事	藤 本 美 咲
空知総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係主事	三 井 萌 子
後志総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係専門主任	菊 地 尚 美

4 傍聴者 なし

5 審議事項

「ヤマダデンキ恵庭店」法第6条第2項（変更）の届出について

6 発言要旨

(1) 「ヤマダデンキ恵庭店」に関する届出について、事務局から届出の概要説明及び9月16日に開催した第3回審議会における第一部会からの質疑照会に対する回答を行った。

ア 届出内容の変更年月日の記載とタイムスケジュールについて

1. 届出2ページの変更年月日と67ページのタイムスケジュールの整合性がとれていないように読み取れる。

(回答)

変更年月日は届出日八ヶ月後の令和3年11月20日を予定しているため、届出は最短の日付を記載している。タイムスケジュールに関しては、整合性がとれていなかったため、該当ページを差し替えをする。

イ 店舗拡大に関する用途と経緯について

1. 該当店舗の拡大を行うまでの経緯と変更後の店舗面積の用途は何か。

(回答)

現在の店舗面積では、単純に小さくできるだけ大きくしたいことから、計画が進められた。変更後の店舗面積は、家電製品中心の売り場にする予定である。

ウ 室外機の騒音について

1. 店舗面積の変更によって、室外機の増設の予定はないのか。また、室外機の騒音レベ

ルの数値について、届出にはカタログ値を記載しているが、今まで営業を行ってきたのであれば実測値を測定し、記載することも可能なのではないか。

(回答)

増床にあたり既存の室外機で間に合うように調整をし、店舗面積を拡大した。また、騒音レベルの数値の取扱について、本庁との協議の結果、「実測値までを求める必要はない。」とした。理由としては、騒音について今まで周辺住民からの苦情等がないこと。また、周辺環境についても、新設時から変化が見られないために必ず実測値での提出は求めている。もし、この条件に該当した場合には、再度測定をする必要がある。

エ 変更後駐車場から店舗入口までの経路について

1. 新設駐車場について、この場所に駐車をすると店舗入口までどのような経路で入店することを想定しているのか。

(回答)

出入口Dを出て、出入口B・Cより入店してもらう。

(2) 質疑・発言

(委員A)

室外機の騒音数値の取扱について、私自身も少し気になっていたため、基準を明確にさせていただき良かったと思う。一つだけ確認事項としては、今後担当者や委員の方も変わっていく中で、今回の騒音数値の取扱について、記録等には残されるのであろうか。

(事務局)

今回の騒音数値に対する取扱については、従来どおり議事録等に記載をし、記録に残していきたいと思う。

(委員B)

同じく騒音の数値について、本庁との見解を出していただいたので、非常に分かりやすいかなと思う。逆に考えると、もし苦情があった場合だとか、学校とか病院等の環境が変わった場合はしなきゃならないというふうに、逆にできたのでよかったと思う。

(委員C)

新設駐車場から店舗までの入店経路について、出入口のB・Cと使用するということがあるが、せっかく地続きの土地を買ったのであれば、外に出ないで敷地内で店舗をまで行ければいいのかなというふうな質問であった。その点について、出入口B・Cまで行くとすると、かなり店舗入口まで距離も長いし、短い方がやっぱり動線としてはいいかなということと、1回出るといって、車の出入りがありますから、非常に危ないということもありましてせっかくの地続きであれば、そのような計画していただきたかったな思う。

(部会長)

他に発言はないか。意見等なければ、当該届出に対する第一部会としての意見をとりまとめたいと思うが、意見なしということで良いか。

(全員)

異議なし。

(部会長)

別添の答申文のとおり答申することに決定する。

7 その他

審議会答申文及び審議案件に関する概要は別添のとおり。